

文京区立小・中学校外国人英語指導助手（ALT）の派遣プロポーザル募集要項

1 目的

文京区では、区立小・中学校のそれぞれの学年段階に応じた国際理解教育や英語科教育の一層の充実を図るために、外国語指導助手（ALT）を活用している。この事業は、小学校においては、外国語及び外国語活動の時間等における体験活動を通して、児童が英語に触れたり、外国の文化に親しんだりすることを目的にしている。また、中学校においては、主として生徒が将来実際に活用できる言語活動の技能やコミュニケーション能力等を高めることを目的にしている。

そこで、国際理解教育や英語科教育の更なる充実を図るために、プロポーザル方式により、広く事業者から外国人英語指導業務の提案を募集し、区の考え方に最も合致する提案をした事業者を選定することとする。

2 契約期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

3 業務委託内容

仕様書（案）のとおりとする。

4 提案限度額

提案限度額 146,753 千円（税込み）

提案限度額を超えた見積価格の提案は、無効とする。

提案限度額は、本選定評価に使用するものであり、区の予算計上を約するものではない。

5 参加資格

次に掲げる資格要件を全て満たすこと。

- (1) 申込書類提出時点で対象業務における文京区での競争入札参加資格を有していること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。
- (3) 文京区指名競争入札の参加資格を有する者に対する指名停止取扱要綱（18文総契第347号。以下「指名停止要綱」という。）による指名停止処分を受けていないこと。
- (4) 文京区契約における暴力団等排除措置要綱（23文総契第306号）第4条第1項の入札参加除外措置を受けていないこと。

6 選定スケジュール

- (1) 募集要項の公表 令和7年9月16日（火）から
- (2) 質問受付期間 令和7年9月17日（水）から9月30日（火）午後3時まで
- (3) 質問受付中間締切 令和7年9月22日（月）午後3時まで
- (4) 質問回答（中間） 令和7年9月24日（水）
- (5) プロポーザル参加希望書の提出期限
令和7年9月29日（月）午後3時まで
- (6) 質問回答（最終） 令和7年10月2日（木）まで

(7) 参加申込書及び提出書類の受付期間

令和7年10月3日（金）から令和7年10月7日（火）正午まで

(8) 第一次審査 令和7年10月27日（月）

(9) 第一次審査結果通知発送（全参加事業者）

令和7年11月上旬

(10) 第二次審査 令和7年11月10日（月）午後（予定）

(11) 契約委員会への選定結果報告

令和7年12月5日（金）

(12) 最終結果通知発送（第二次審査全参加事業者）

令和7年12月中旬

(13) 契約締結 令和8年4月1日

7 提出書類の配布

(1) 期日

令和7年9月16日（火）から令和7年10月7日（火）正午まで

(2) 方法

区ホームページからダウンロードすること。

（事業者の方へ → 事業者向けプロポーザル → 文京区立小・中学校外国人英語指導助手（ALT）派遣）

8 プロポーザル参加希望書の提出

プロポーザル参加希望書の提出を、本プロポーザルの参加要件とする。提出がない事業者は、参加申込書及び企画提案書等（以下「参加申込書等」という。）の提出ができない。

(1) 提出期限

令和7年9月29日（月）午後3時まで

(2) 提出方法

プロポーザル参加希望書（様式第1号）を記入の上、電子メールにより送信すること。

なお、メールの件名は以下のとおりとし、メール送信時に開封確認設定を行うこと。

【電子メールアドレス】b701500●city.bunkyo.lg.jp

※●を@に変換して使用すること。

【件名】小・中学校外国人英語指導助手派遣：プロポーザル参加希望書（○○事業者名）

9 質問・回答

本件に関する質問及び回答は、次のとおりとする。

なお、下記以外による問い合わせ及び質問は、受け付けない。

(1) 受付期間

令和7年9月17日（水）から令和7年9月30日（火）午後3時まで

(2) 提出方法

質問書（様式第2号）に記入の上、電子メールにより送信すること。

なお、メールの件名は以下のとおりとし、メール送信時に開封確認設定を行うこと。

【電子メールアドレス】b701500●city.bunkyo.lg.jp

※●を@に変換して使用すること。

【件名】小・中学校外国人英語指導助手派遣：プロポーザル質問（○○事業者名）

(3) 回答方法

令和7年9月22日（月）午後3時までに受理した質問は、原則として令和7年9月24日（水）までに、区ホームページにて回答を公開する。

（事業者の方へ → 事業者向けプロポーザル → 文京区立小・中学校外国人英語指導助手（ALT）派遣）

それ以降に受理した質問及び令和7年9月24日（水）までに回答していない質問は、令和7年10月2日（木）までに、プロポーザル参加希望書を提出した全事業者に同じ内容を電子メールにより回答する。

10 応募方法

提出書類受付期間中に、次の書類を「企画提案書等作成要領」及び「仕様書（案）」を参考に作成し、提出すること。

(1) 提出書類

No.	提出書類	様式
1	提出書類一覧表	第3号
2	参加申込書	第4号
3	企画提案書（各指定ページ数以内）	第5号 1～3
4	業務受託実績内容（令和3年度以降の外国人英語指導助手派遣）	第6号
5	総括責任者の業務実績内容	第7号
6	会社組織図	任意様式
7	上記4の契約書の写し（件名、契約相手、契約金額、契約期間が記載されているもの）	
8	会社概要	任意様式
9	見積書	任意様式
10	辞退届（辞退する場合のみ提出）	第8号

(2) 提出体裁

提出する書類は、①正本、②副本、③選定用ファイルとする。用紙サイズはパンフレットを除き、原則A4判とする。表紙・裏表紙を除き、両面印刷で作成とし、各ページの下中央部に通し連番を付すこと。提出書類一式は、上記(1)提出書類の記載順に基づきフラットファイル等に綴り、書類ごとにタックインデックス等を付し、書類の種類が判別できるようにすること。

なお、正本、副本、選定用ファイルの部数と添付する書類は下記のとおりとする。

① 正本（1部）

任意の表紙・背表紙を作成し、タイトル、事業者名を記入すること。正本に添付する書類は上記(1)提出書類1～9の原本とすること。

② 副本（2部）

任意の表紙・背表紙を作成し、タイトル、事業者名を記入すること。副本に添付する書類は正本の写しとすること。

③ 選定用ファイル（7部）

選定用ファイルは任意の表紙・背表紙を作成し、タイトルのみを記入すること。

なお、添付する書類は、上記(1)提出書類3～6の正本の写しとし、事業者名が分から

ないようにすること。

(3) 提出場所・提出方法

教育推進部教育指導課（文京シビックセンター20 階北側）へ持参すること。郵送その他の方法により提出された書類は無効とする。

なお、書類の提出をもって、本募集要項の内容を理解し、承諾したものとみなす。

(4) 提出期間

令和7年10月3日（金）から令和7年10月7日（火）まで

受付時間は、午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までの間を除く。）

ただし、令和7年10月7日（火）の受付時間は午前9時から正午までとする。

(5) 留意事項

ア 令和7年10月7日（火）正午を過ぎてなされた申込みは、理由のいかんを問わず、無効とする。

イ 提出書類に重大な不備があった場合は、申込みを無効とする場合がある。

ウ 提出期限後は、原則として、提出書類の差替え、追加等の変更はできない。

エ 書類提出時に第一次審査結果通知用の封筒（長形3号。宛先を記入し、110円切手を貼付したもの。）を併せて提出すること。

オ 提出書類の作成及び提出に係る費用は、全て参加する事業者の負担とする。

カ 提出された書類等は、一切返却しない。

キ 提出され書類等は、事業者が無断で本プロポーザル方式による選定以外の目的のために使用することはない。

ク 一事業者が複数の申込みをすることはできない。

ケ 書類提出後に申込みを辞退する場合は、辞退届（様式第8号）を電子メールにより、令和7年10月14日（火）正午までに提出すること。

なお、メールの件名は以下のとおりとし、メール送信時に開封確認設定を行うこと。

【電子メールアドレス】b701500@●city.bunkyo.lg.jp

※●を@に変換して使用すること。

【件名】小・中学校外国人英語指導助手派遣：プロポーザル辞退届提出（○○事業者名）

11 選定方法及び結果通知

選定はプロポーザル方式により、次の手順で実施する。

(1) 第一次審査

事業者から提出された企画提案書等を基に、文京区立小・中学校外国人英語指導助手（ALT）の派遣事業者選定委員会（以下「委員会」という。）が書類審査により委託候補事業者を上位3事業者程度選定する。

(2) 第二次審査

第一次審査で選定された委託候補事業者によるプレゼンテーション及び質疑応答を行う。

① 企画提案書等に基づき1事業者当たり15分以内でプレゼンテーションを行う。その後、選定委員から15分程度の質疑応答を行う。

なお、プレゼンテーションは、本事業を主に担当する者（総括責任者）が行うこと。

② 第二次審査会場の関係上、1事業者当たり参加者は3名以内とすること。

③ パワーポイントの利用を可能とする。パソコンについては、委託候補事業者が用意すること。プロジェクター及びスクリーンは、区が用意する。

④ 会場での追加資料の配付は禁止する。

- ⑤ 第二次審査を受ける事業者は、第二次審査当日に、選定結果通知用の封筒（長形 3 号。宛先を記入し、110 円切手を貼付したもの。）を提出すること。

(3) 委託候補事業者の選定

第一次審査、第二次審査及び価格評価による総合評価点の最も高い事業者を契約交渉順位第 1 位、総合評価点の 2 番目に高い事業者を契約交渉順位第 2 位として選定する。ただし、区の定めた基準点に満たない場合は、順位にかかわらず選定しない。

(4) 結果の通知

- ① 第一次審査結果は、審査を行った全ての参加事業者の結果のみを書面により通知する。
なお、第一次審査で選定された事業者には、第二次審査の日時、場所等も併せて通知する。
- ② 最終結果は、第二次審査を行った全ての参加事業者の結果のみを書面により通知する。
- ③ 審査の透明性を図るために、次の項目をホームページで公表する。
なお、審査結果に係る問合せには応じない。

〔公表する項目〕

- ア 件名
- イ 業務概要
- ウ 選定した日
- エ 契約交渉順位第 1 位の事業者名及び所在地
- オ 契約交渉順位第 1 位の事業者が提案した見積金額
- カ 選定結果（第 2 位以下の事業者名は、番号等に置き換える。）

12 情報公開の取扱い

文京区情報公開条例（平成 12 年 3 月文京区条例第 4 号）に基づき、情報公開請求があった場合は、同条例第 7 条第 3 号に該当する事業者の不利益情報を除き、公開する。

なお、公開の可否は、区が判断するものとする。

13 提供する資料の取扱い

区が提供する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用することを禁止する。また、この検討の目的の範囲内であっても、区の下承を得ることなく第三者に対してこれを使用させ、又は内容を提示することを禁止する。

14 無効・失格

- (1) 提出された企画提案書等の内容に虚偽の記載がある場合又は本募集要項に適合しない場合は、無効とする。
- (2) 参加資格要件を満たさなかった場合は、失格とする。
- (3) 選定された事業者が、選定後、契約締結前に虚偽の提案や記述を行ったことが判明した場合等は、失格とする。
- (4) 他の事業者の申込み等を妨害した場合は、失格とする。
- (4) (1)、(3) 及び (4) に該当する場合は、指名停止要綱に基づき、指名停止を行うことがある。

15 契約

契約に当たっては、契約交渉順位第 1 位の委託候補事業者と提案内容に基づき仕様内容を協議の上決定する。契約交渉順位第 1 位の委託候補事業者との協議が不調となった場合、契約交

渉順位第1位の委託候補事業者が契約締結までの間に「5 参加資格」を有しなくなり、失格となった場合又は文京区の指名停止処分に該当することとなった場合は、契約交渉順位第2位の委託候補事業者を繰り上げ、協議を行うこととする。

なお、本契約は単価契約とする。

16 その他

本要項に定めのない事項及び本要項に疑義が生じた場合は、協議により決定する。

17 事業担当

文京区教育推進部教育指導課

〒112-8555 文京区春日一丁目16番21号 文京シビックセンター20階

T E L 03-5803-1300

F A X 03-5803-1368

E-Mail b701500@●city.bunkyo.lg.jp

※●を@に変換して使用すること。